

## 第2 検討部会 会議録

|       |   |
|-------|---|
| 会議の名称 | 第15回 第2 検討部会  |
| 開催日時  | 平成20年3月3(月)18時00分から21時00分   |
| 開催場所  | 川口市職員会館 3階 会議室  |
| 出席者   | (部会長)平副委員長<br>(委員)小川委員、立石委員、大関委員、石井(邦)委員、<br>高橋委員、河合委員、篠田委員、吉田委員  |
| 会議内容  | これまでの議論のとりまとめ<br>・参加、意思決定のルール<br>・議会の現状、市民と議会の関係<br>・協働を進めるための行政のあり方<br>・自治基本条例の性格と範囲(市民の定義)  |
| 会議資料  | ・これまでの議論の仕分け表   |
| 発言内容  | <p>当検討部会をAグループとBグループの2グループに分け、3月末をメドにこれまでの議論内容について内容を補いながら整理をおこなう。</p> <p>1) Aグループにおける議論<br/>参加、意思決定のルール</p> <p>【民間委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託を行うにあたっては、チェック項目を設けて行政の管理体制を強化する。</li> <li>・官民連携の役割分担の洗い出しを行う。</li> <li>・個人情報の管理など市民参加に適さないものがあることに留意する必要がある。</li> </ul> <p>【パブリックコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントには限界があるが、広く意見を聞く手段として今後も継続することが望ましい。</li> <li>・活用者は特定の市民に限られるなど、出された意見の偏るおそれがあるが、広く意見を聞く手段として位置づける。</li> <li>・施策の判断にあたっては、市民に専門的な知識の求められる場合があることを留意してもらう必要がある。</li> </ul> <p>【地域単位で住民の意見を市政に反映させる組織づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の組織(町会、NPOなど)が市民の声を市政に反映させる役割を担ってもらうことが望ましい。</li> <li>・将来的には、率先して地域住民を引っ張るリーダーを育成する。</li> <li>・社会に対して意見を述べる機会が少ない市民(高齢者や障害者など)の意見を汲み上げる組織を作ることもありうる。</li> </ul> |

### 【住民投票】

#### 位置づけ

川口市の重要な意思決定の方法の一つとして、住民投票制度があった方が良い。住民投票よりも議会が住民の意見をいかに汲み取って、市政に反映させることが重要である。

- ・住民投票の役割は限定的にすべきで、乱用されることを防ぐ必要がある。実際に適用するかどうかにについては市民と議会、市長との関係などから判断すれば良い。

#### 客観的、十分な判断材料を提供する必要性

- ・市民が公平に判断するための資料をどのように市民に広めるか重要である。

#### 住民投票の限界

- ・市町村合併などまだ分からないことについて是非を問うことは困難であるほか、判断が困難であるテーマに対して ×以外の選択肢を住民に提案することが必要である。

#### 住民投票の仕組み

- ・有権者の年齢引き下げや審議する内容について、幅広く住民の声を反映できるような住民投票の仕組みを考える必要がある。
- ・経費をなるべくかけない取組みが重要である。

#### 住民投票の実効性に関する留意点

- ・住民投票を行うには費用がかかるほか、住民投票に行かない人も出てくることは留意する必要がある。

#### 住民投票にかける議題

- ・住民投票にかけるべきかのルールを検討する必要がある。

#### 議論整理（議会の現状、市民と議会の関係）

### 【議会の役割】

- ・議案の議決、行政のチェック体制があげられる。

### 【会派の役割】

- ・個人を超えた同じ志を持った議員の政策手段である。

### 【議員の役割】

- ・市民代表という位置づけが求められる。

### 【議会、会派、議員の責務】

- ・市民との対話の場を設ける。
- ・行政のチェック機関の役割を果たす。
- ・政策提案を行う。
- ・議案の議決を行う。

### 【議会と市民、行政との関係】

- ・お互いに対話の場を持つことが必要である。

**【市民の議会に対する責務】**

- ・ 議員との対話を行う。
- ・ 議員に対するチェックを行う。
- ・ 政策につながる提案を行う。

**【議会の活性化を継続的に行う】**

- ・ 具体的な取組みについては、地域によって求められるものが異なることから、自治基本条例に具体的な内容を盛り込むことは不適當である。

(例) 1問1答制の導入、対面式の導入、発言通告の導入

インターネット、テレビ放送を活用した無関心層への情報提供

**【議員に求められる政策立案機能】**

- ・ 議員は自らの資質向上に努める必要がある。
- ・ 政策提案をカタチにすることが求められる。
- ・ 住民の意見を聞いて回る出前型の活動が望まれる。

**【議員と市民等との連携を深める】**

- ・ 市民に議員の役割を手伝ってもらうことで、議員は重要課題に注力できる。
- ・ 現場で活躍している人と連携することによって、より良い政策を提言することができる。

2) Bグループにおける議論

協働を進めるための行政のあり方

**【行政の政策運営】**

町会を通じて市民の意見に沿った市政を行う

- ・ 町会が市民からの意見を汲み上げて、行政に反映させる仕組みを構築する。

現場の状況に応じた行政運営

アンケート等による住民ニーズの把握

- ・ 住民からの意見を求める制度として、パブリックコメントが設けられているが、認知度や利用状況が低い状況にある。このため、市民アンケートの活用や議員からの意見による市民のニーズ把握に一層努める。

協働事業コンテストの創設

- ・ 協働活動の中から特に優れたものについて表彰する制度(協働事業コンテスト)を創設する。

協働事業提案制度をつくる

- ・ 新たな組織を設けて、市民の意向による協働事業と行政が提案したい協働事業をマッチングさせる。

公共サービスの民間委託について

- ・ 行政が市民に押し付けるのではなく、希望する市民にサービスの提供を委託することによって、より市民の視点に立ったサービスの提供を勧め

|  |  |
|--|--|
|  | <p>る。</p> <p>支援対象の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでは組織への支援が中心だったが、個人の活動にも支援対象を広げる。</li> </ul> <p>人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協働事業を継続的にすすめるための継続的な人材育成（研修）プログラムを設ける。</li> </ul> <p>学習制度の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民と行政が、自治基本条例について持続的な学習体制を構築する。</li> </ul> <p>自治基本条例の性格と範囲（市民の定義）</p> <p>【特徴】</p> <p>自治基本条例の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の分野別の条例より広範囲な内容をカバーすることから、他の条例に対して上位に位置づける。</li> </ul> <p>普遍性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 憲法的な位置付けとするなら、ある特定の団体や分野の人に有利になるような、個別的過ぎる内容が盛り込まれると不公平になることに留意する必要がある。</li> </ul> <p>川口の独自性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前文のイメージとして、川口市独自の個別な内容も拾う必要がある。</li> </ul> <p>継続性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の状況を踏まえて、短期・中期・長期の目標を時間軸の視点から設ける。それらの具体的なイメージは次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>短期：策定後の協働進捗の管理</li> <li>中期：少し先の協働目標の管理</li> <li>長期：30年先やそれ以上の川口市における協働のあるべき姿を検討する</li> </ul> </li> </ul> <p>個別的なまちづくりの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鋳物、緑、歴史性、地域性といったキーワードを条例に盛り込むかは今後も検討を要する。</li> </ul> <p>【内容】</p> <p>市民参画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市民参画」という言葉は「市民参加」よりも市民に分かりづらいが、「市民参加」に比べ継続性の概念を含むため、条例の語句としては望ましい。条例変更時の手続・変更する必要がある場合の取り決め</li> <li>・ 時代に応じて変更できる仕組みと、一部の人の都合により簡単に条例の変更ができないような縛り（市民の一定の同意を得るなど）が必要である。</li> </ul> |
|--|--|

市民の求心力・社会的に孤立した人々（社会的弱者）の求心力

- ・地域に関わりたくない市民を社会的に孤立した人々とみなして、無理やり地域社会に引っ張り出していいのか、「参加しない自由」について策定委員会全体で議論してもらう必要がある。このことについては、策定委員会全体で議論することが望ましい。

#### 市民の啓発

- ・この条例の策定が協働に関する市民の積極的な地域参加のきっかけとなって欲しい。
- ・市民主体を軸として市民が積極的にまちづくりに参加するための意識付けを行う。この意識付けでは、ゴミを捨てる、人を殺すなど反社会的で法律に触れるような行為について、当然協働を進める上でやってはいけない行為を定めることも考えられる。
- ・協働を進めることを目的に、ボランティアや地域活動への参加について、どこまで市民に義務付けることが妥当なのか。「協働」という名の下で市民に義務を押し付けるようなかたちにするのか、あるいは市民への呼びかけという程度に留めておくべきなのか留意する必要がある。また、例えば金銭的に余裕のないような地域活動に参加することが難しい市民に対しても協働の呼びかけを行うべきなのか。
- ・市民にとって、地域活動の参加が「義務」にあたるのか、それとも「権利」とするのか検討すべきである。第2検討部会で結論づけるのは難しいが、市民にとっては許される範囲でボランティアなどのまちづくりに参加する「権利」を、行政については市民にまちづくり活動の機会を提供する「義務」を規定するのはどうだろうか。このことについては、第2検討部会で結論づけることは難しいことから、策定委員会全体で議論してもらいたい。

#### 中長期的なチェック体制

- ・中長期的な自治基本条例のチェック体制を構築して、自治基本条例の継続性を担保する。
- ・行政評価などの要素や協働の進捗把握などについては具体的に盛り込むことが望ましい。

#### 【表現方法】

分かりやすい内容

逐条解説の作成

- ・条例を運用する際、条文の解釈が記されたものが必要である。

#### 【市民についての定義】

- ・条例全体を通じた統一的な定義づけは難しい。広い範囲での全体的な定義を決めてから、住民投票など各項目に応じて市民の定義を変えることが必要である。
- ・自治基本条例の関係者として、次のものが考えられる。

|               |  |
|---------------|--|
|               | <p>居住者（住民） 就労者、就学者、来訪者、短期居住者、外国人（登録者） 市役所職員、法人・団体</p> <p>自治基本条例の関連内容</p> <p><b>【個人情報の取り扱い】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害、介護の場面で必要となる個人情報と個人情報保護との関係を検討する必要がある。</li> </ul> <p>条例自体に関する意見</p> <p><b>【自治基本条例に盛り込むべき範囲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護といった社会保障関連など法律で詳細な規定が設けられている項目についても、自治基本条例に盛り込む必要があるのか。一方、法律に定められていない項目（社会的責任など）について、どこまで自治基本条例に盛り込むべきか。このことについては、策定委員会全体で議論することが望ましい。</li> </ul> |
| <p>次回以降日程</p> | <p>第 16 回検討部会 3月 27 日（木）18 時 00 分～ 職員会館 3 階 会議室</p>  |